

平成30年度物品・役務提供等入札参加資格審査申請要領（追加受付）

琴平町へ物品・役務提供等の入札参加資格審査の申請をしようとする者は、下記の要領により申請して下さい。

注 意 事 項

- この要領において、「県内業者」とは香川県内に本店（本社）がある者、「県外業者」とは県内業者以外の者をいいます。また「営業所」とは本店（本社）・支店（支社）・営業所等をすべて含みます。
- 入札参加資格の有効期間は、**1年間**（平成30年4月1日～平成31年3月31日）です。
- 受付期間内で持参あるいは郵送（**郵送の場合は受付期間内の消印有効**）にて受付いたします。
郵送の場合で、受付済票が必要な業者は、必ず「ハガキ」か「切手を貼付した返信用封筒」を同封して下さい。
- 本店又は支店等の1か所から申請する場合でも、本店と支店等で2か所から申請する場合でも、一括して申請書類を1部作成・提出のこと。なお申請できる支店等は1か所とする。
- 黒のインク又はボールペンを用いて楷書で正確に記入すること。ただし記入枠に納まれば、プリンタ出力やスタンプ等も可とします。
※鉛筆での記入は不可としますが、鉛筆書きしたものをコピーしたものは可とします。
- 総務課（管財係）において受付します。（総務課 管財係へ1部提出）

※年度途中において、新設立した支店・営業所への委任先変更は受付できません。次回の申請受付時期での新規申請となりますので、あらかじめご了承ください。

提出方法	2 P
審査日時・場所	2 P
指定ファイル	2 P
提出書類	3 P
完納証明書等	4 P

琴平町入札参加資格者名簿は平成30年4月1日以降、琴平町ホームページ上に掲載いたします。

1 提出方法

※申請書類を記入の上、次の審査日に提出書類をファイルに綴じて持参あるいは、郵送してください。**(電子申請は行っておりません。)**

2 審査日時・場所

- ・受付時間を厳守してください。**(受付時間外の申請については、審査を行いません。)**
- ・郵送の場合、**消印が受付期間外の場合は審査いたしません**ので、必ず下記受付期間内で郵送して下さい。
- ・**FAXの利用はできません**ので、書類に不備がないか事前に十分ご確認ください。

審査日時 (閉庁日を除く。)	審査場所
平成30年1月15日 (月) ~ 1月26日 (金) 午前 9時00分 ~ 11時00分 午後 1時30分 ~ 3時30分	琴平町役場 2階 総務課 〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井817-10 電話0877-75-6700

3 ファイルの有無

有無	有
ファイル	フラットファイル (ピンク系・赤色等、A4判)
提出部数	1部
綴り方	・「4 提出書類」に掲げる順番に綴じ込む。 ・コピーで提出できる書類は、必ずA4判に統一。 ・原本で提出する書類がA4判より小さい場合はA4判の台紙に貼付。大きい場合は折り込み。 ・ファイルの背表紙下段に、商号を記載。

4 提出書類

No	提出書類	注意事項
	赤字・・・・・・・・・・琴平町の指定様式（原本提出）	
①	物品・役務提供等入札参加資格審査申請書	代表者及び受任者の役職名、支店等の名称はできるだけ簡潔に記入すること。
②	営業経歴書	特約店・代理店に該当する場合は、特約店若しくは代理店の証明書（申請日直前3か月以内に発行されたもの）又は特約店若しくは代理店との契約書（ただし、本申請時に契約中であることが分かるものに限る。）を添付すること。 証明書又は契約書の写しが無い場合は主要取引メーカーの欄に記入すること。
③	委任状	支店・営業所に委任する場合のみ必要
④	申請業種調書	2か所の営業所から申請する場合は、 <u>同一業種の重複申請は不可。</u> 「物品」は17枚、「役務提供等」は3枚ありますが、申請する業種の記載があるページのみの提出で結構です。
⑤	登記簿謄本 （履歴事項全部証明書）	申請日直前3か月以内に発行されたもの、法人のみ必要
⑥	決算状況を明らかにする書類（直前1年分）	法人：貸借対照表及び損益計算書等 個人：所得税の確定申告書
⑦	営業許可証・登録証等	営業に関し許可・認可または登録を必要とする業種については、これを得たことを証明する書面が必要です。
⑧	完納証明書	4ページ「5. 必要な納税証明書等」を参照
⑨	特別徴収実施確認書 （特別徴収開始宣誓書）	本町の指定様式はありますが、他市町の様式でも可 ※申請日直前3ヶ月以内のもの
⑩	誓約書	暴力団関係でない旨の誓約書
⑪	法人番号指定通知書	国税庁からの通知書の写し ※法人の場合（営業所からの申請でも、本店又は本社等の法人番号指定通知書の写しが必要です。）

5 必要な納税証明書等 (コピー可)

対象	税の区分	証明書の種類
すべての業者	<ul style="list-style-type: none"> 法人税 (個人は所得税) 消費税及び地方消費税 	未納の税額がない旨の証明書 法人：様式その3の3 個人：様式その3の2 ※琴平町から課税されている税目がある場合、未納の税額がない旨の証明書
香川県内に営業所がある業者	香川県税 (すべての税目)	未納の税額がない旨の証明書
	個人住民税	○法人 ・「特別徴収税額の決定通知書」又は「特別徴収実施確認書」 ※営業所が存在する県内の市町のもの(当該市町に居住する従業員がいない場合は、従業員がもっとも多く居住する県内市町のもの) ○個人 ・「特別徴収税額の決定通知書」又は「特別徴収実施確認書」 ・「個人住民税の滞納がない旨の証明書」 ※個人事業者のみ必要な書類です。ただし、町内業者個人は、下記の琴平町税(すべての税目)に含まれるので提出不要です。 <u>平成29年1月1日現在の申請者の住民登録地の県内市町にて証明を受けたもの。</u> ※特別徴収を行っていない業者は、特別徴収開始誓約書(2部)を税務課に提出し、1部に確認印を得た旨の特別徴収開始誓約書を添付して下さい。 <u>※琴平町で確認印を受ける場合、指定様式がありますので、そちらをご利用ください。</u>
琴平町内に営業所がある業者	琴平町税 (すべての税目)	<u>未納の税目がない旨の証明書</u>

<備考>

- 1) 県税の納税証明書の発行を請求するには、法人等の代表者印が必要になります。また、受領に当たり、窓口に来られる方の印鑑が必要です。納税証明書の交付手数料として、1通につき400円の県証紙が必要です。
- 2) ※県内に営業所がある県外業者においては、県内居住地に住民登録がない従業員がいる場合も「特別徴収実施確認書」は必要ですので、県内居住地の市町税務窓口にご相談ください。
- 3) 「消費税及び地方消費税について未納の税額がない旨の証明書」は、免税業者も発行されます。

○納税証明書等に係るお問い合わせ(受付時間 平日8:30~17:00)

琴平町税務課 TEL (0877) 75-6702